

飼料・飼料添加物の製造業者・輸入業者・販売業者のみなさまへ

○飼料・飼料添加物の製造業者・輸入業者・販売業者届の届出事項に変更はありませんか？

飼料安全法に基づき、届出事項に変更があった場合、変更した日から1ヶ月以内に変更届が必要です。

(変更があった場合に必要な届出事項)

- ・届出者(名称、代表者名、主たる事務所の所在地)
- ・製造事業場、販売業務を行う事業場、保管施設(名称・所在地)
- ・飼料又は飼料添加物の種類名
- ・試験研究用品目、輸出用品目の名称
- ・原料又は材料の種類(製造業者、輸入業者の場合)
- ・製造施設の概要(製造業者の場合)

無届、虚偽報告は、
30万円以下の罰金と
なる場合があります！
★コンプライアンスの徹底★

※ 事業を廃止した場合は、廃止した日から1ヶ月以内に廃止届を提出して下さい。

「届出手続き等」

URL:https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/siryo_jigyosya.html



◆ 届出の提出先(お問合せ先)

【岐阜】岐阜県農政部畜産振興課

〒500-8570 岐阜県岐阜市薮田南 2-1-1 TEL:058-272-1111(代)

※ 本社等の所在市町村を所管する岐阜県農林事務所農業振興課(畜産係)へ
お問い合わせください。

【愛知】愛知県農業水産局畜産課畜政環境・飼料グループ

〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2 TEL:052-954-6425

【三重】三重県農林水産部家畜防疫対策課家畜衛生班

〒514-8570 三重県津市広明町13 TEL:059-224-2544



○ チラシ等に関するご意見やご感想をお聞かせください。

農林水産省東海農政局消費・安全部畜水産安全管理課 TEL:052-223-4670 mail:anzenkanri_tokai@maff.go.jp

(※を@に置き換えてください。)